

令和 7 年第 3 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 7 年 3 月 2 7 日)

召集年月日 令和7年3月27日（木）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和7年3月27日 午後3時00分

閉会 令和7年3月27日 午後3時54分

出席委員（11名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
5番 桑田一広	6番 森和哉	7番 谷口新市
8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）	10番 早川直助
13番 古池洋子	14番 國久博一	

欠席委員（3名）

4番 岩崎誠一	11番 塩野鐘吉	12番 小原悟
---------	----------	---------

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 木村光宏
		中塚淳子

提出議案

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画審議について

議案第13号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和7年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に4番 岩崎委員、11番 塩野委員、12番 小原委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和7年第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてではありますが、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 6番 森委員さんと 14番 國久委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程 2 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による
農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

なお、この案件につきましては、おおい町農業委員会会議規則第 10 条 議事参与の制限の規定により、私は一時退席となりますので、その間、松井職務代理に議長をお願いします。

(松尾会長退席。木村書記案内)

(松井委員、議長席へ。中塚案内)

松井職務代理 それでは、事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第 8 号は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○在住の○○○○○○○○○○氏の管理する農地について、
○○○○の○○○○氏に所有権を移転する申請でございます。
詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第 1 号資料説明)
申請地は、現在田として管理されており、土地改良事業により○○氏に所有権移転される計画です。
許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

松井職務代理 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

早川委員 はい、議長。
こちらは 24 日に塩野委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

松井職務代理 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

松井職務代理　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第８号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

松井職務代理 賛成全員でございますので、日程２ 議案第８号 農地法第３条第１項の規定による農地の所有権移転許可 申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

審議が終了しましたので、松尾会長の入室をお願いします。それでは、議長職を松尾会長と交替いたします。

(松尾会長入室。木村書記案内)

(松井委員、自席へ。中塚案内)

[日程 3 ・ 日程 4]

議長 日程３ 議案第９号 農地法第３条第１項の規定による農地の地上権設定許可申請審議について 及び日程４ 議案第１０号 農地法第５条第１項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。議案第９号と議案第１０号は関連しているため２議案の一括審議とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

本件は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を設置しており、更新のための申請であります。議案第9号は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を設置している事業者と耕作者が異なるため、地上権の設定が必要となることから申請がされており、議案第10号は〇〇〇〇の〇〇部分の転用です。なお、この転用は令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間の期限で許可が出ており、今回

中塚書記

議長

早川委員

議長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
 がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

國久委員 ブルーベリーからブドウに変わったということか。

中塚書記 資料9ページをご覧ください。現在、〇〇〇〇〇〇〇〇の
 下部農地にはブルーベリーのポットが設置されていますが、
 今回の計画ではこちらにシャインマスカットのポットを設
 置し、ブルーベリーは道路側の露地に移すということです。
 また、オリーブが植わっているところは山椒に植え替えら
 れる予定となっております。

局 長 こちらは〇〇〇〇〇〇〇との試験的圃場みたいな取扱いと
 なっております。オリーブにつきましては、一定の成果が
 得られたという試験結果を用いて、次の品目に取り組み
 うという流れになってございまして、地域の横繋がりを目指
 した品目に振り替えさせてもらうというような計画となっ
 てございます。

古池委員 ブルーベリーはネットでは覆わないのか。

局 長 鳥が食べないように方策すると聞いております。

松尾会長 〇〇〇〇〇〇〇〇は設置されたままですよ。

局 長 5ページでお示ししております3条申請が、パネルの部
 分の〇〇〇平方メートルにあたる地上権の設定でございま
 す。貸人と借人が別だということでこういった申請になっ
 てございます。

 次の6ページにつきましては、面積〇.〇〇平方メー
 トルということで、こちらはその〇〇〇を支える〇〇部分
 の一時転用の申請となっております。

古池委員 3年とか期間に何か決まりがあるのか。もっと長くで
 きるのか。

局 長 一時転用の期間は3年と決まっております。

古池委員 できた果実は活用できるのか。

局 長 果実は収量や糖度は調べておられますが、その後はどうされているのかわかりかねます。

古池委員 3年で成果が出たのなら、有効に活用できるのではないか。

局 長 試験の成果が得られれば、おおい町の地域の農業者に還元していきたいというような思いもあるということとは聞いております。我々が提案しているレモンもご案内をさせていただきましたが、品目の設定についてはこの結果になったという経過がございます。

松尾会長 オリーブの成果が出たということか。

局 長 その通りです。町でも育つという成果が得られました。

松尾会長 そのままオリーブの栽培を続けたらよいのではないか。山椒に変えなくても一定の収量が得られるのではないか。

局 長 一定の成果が得られたので次の品目に、という〇〇の経営方針等でございますので、同じ品目でずっと続けるのも難しかったのではなかろうかと存じます。山椒につきましては、地域でも栽培されておられるので、そういった品目を試験的にやりたいということでございます。
成果が得られたら地域の方々にフィードバックといいますか、周知させていただければと思います。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第9号及び第10号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員でございますので、日程3 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議については、福井県からの転用許可があり次第同じ期間で許可することとし、日程4 議案第10号 農地法第5

条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については許可相当の意見を付して県へ進達するものとしします。

〔日程 5〕

議長 日程5 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
議案第11号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇氏が、サウナ施設兼駐車場として使用するため転用する申請であります。
詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長
(議案第11号資料説明)
申請地は譲受人の自宅前にある農地であり、自営業で〇〇〇〇〇〇を営む譲受人がサウナ施設兼駐車場として使用するため転用する申請です。
資料13ページをご覧ください。資料のとおり、譲受人が申請地の半分ほどを駐車場として、残り半分をサウナ施設としてテントサウナを設置される計画となっております。
この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回のサウナ施設兼駐車場の整備は、転用基準の「地域住民の業務上必要な施設として集落に接続して設置されるもの」に合致すると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

早川委員 はい、議長。
こちら24日に塩野委員と現地を確認いたしました。
当該農地の隣地は農地ですが、土留ブロックで農地への土砂流出対策をすることとすることで、周囲の営農に影響はない

ものと考えます。

また、当該農地以外に近隣に譲受人の事業のための土地はなく、転用はやむを得ないと考えます。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾会長 テント式のサウナとはどのようなものか。

次 長 キャンプで使用するテントと同じ形式のものです。

古池委員 地域住民への説明はされているのか。

中塚書記 地域住民への事業計画の説明はされており、承諾を得て
いるとのことです。
譲受人は〇〇〇の方で移住して来られました。サウナ事
業は都会の方をターゲットにされています。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第 11 号
について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員でございますので、日程 6 議案第 11 号 農
地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用許可申請審議に
ついては、許可相当の意見を付して県へ進達するものとし
ます。

[日程 6]

議 長 日程 6 議案第 12 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1
8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画審議について
を議題といたします。

この案件はおおい町長から同意及び意見を求められたも
のであります。

なお、この案件につきましては、13 番 古池委員には
おおい町農業委員会会議規則第 10 条 議事参与の制限の
規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前
にご意見等ございましたらお願いいたします。

(古池委員退席。木村書記案内)

議 長 それでは、事務局から報告をお願いします。

局 長 はい、議長。

議案第12号は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて個人間の利用権を設定するものであります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第12号資料説明)

資料16ページをご覧ください。

今回の設定は、6筆すべてが個人間の使用貸借権の設定となっておりまして、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間の新規設定が1件、令和7年4月1日から令和9年12月31日までの3年間の再設定が2件でございます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

早川委員 はい、議長。

こちら24日に塩野委員と現地を確認いたしました。

いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 7年の設定は終期が3月31日までで、3年の設定は12月31日までとなっているが期間に間違いはないか。

局 長 大変申し訳ございません。時期に精査する内容がございますので、〇〇〇の案件につきましては、いったん取り下げとし、次回以後の審議にさせていただきたいと思っております。

議 長 松井委員よろしいですか。

松井委員 はい、わかりました。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、今回は〇〇〇のみの議案とし、議案第１２号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程６ 議案第１２号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することとします。

〇〇〇の案件につきましては、次回以後の審議といたします。

審議が終了しましたので、古池委員の入室をお願いします。

(古池委員入室。木村書記案内)

[日程 ７]

議 長 日程７ 議案第１３号 令和７年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。

議案第１３号は、農林水産省が令和４年に制定したガイドラインに基づき各農業委員会で農地の集積面積や委員の活動日数の目標等を設定するもので、令和７年度の目標をこの３月末までに決定することとされています。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第１３号資料説明)

本日お配りしました資料２０ページから２２ページが、農林水産省が定めた統一様式による設定目標です。委員の皆様のご活動にかかわる部分を抜粋して説明いたします。

まず、21ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」については、令和7年3月末時点の集積面積が363ヘクタール、集積率が49.9%となっています。目標については、令和6年度の目標は50%でしたが、県下全域の集積目標が令和15年度末までに80%であることから、来年度目標を50.2%とし、新規集積面積は2ヘクタールと目標達成が見込める現実的な数値で設定しました。これまでと同じく利用権の設定を周囲に呼びかけていただきたいと思います。

「(2) 遊休農地の解消」については、令和3年度の農地パトロールにおいてA緑区分であり営農可能と見込まれる農地を令和4年度から8年度の5年間で解消する目標とされているため、令和6年度の目標と同じく0.6ヘクタールとなります。また、「イ 新規発生遊休農地の解消」は令和6年度に新規で発生したA緑区分の農地を令和7年度中に解消することとされているため、令和6年度新規発生面積の4.27ヘクタールとしています。これらについては、夏に実施する予定の農地パトロールの結果、A分類とした農地については事務局から草刈等の依頼文書を送付する予定ですので、委員の皆様には通知を受け取った方から相談があった場合に趣旨の説明などを行い、草刈等管理を勧めていただきたいと思います。

次に22ページの「2 最適化活動の活動目標」は委員一人当たりの活動日数をひと月18日と設定させていただきました。この目標の設定については、令和6年度の活動日数見込が17.4日であり、この実績よりも高い目標を設定するように農林水産省から通知があったことによるものです。平均日数ですので、18日×12か月の年間216日以上が活動があれば目標達成になります。今年度目標が17日ですので、目標日数が増えましたが、引き続き農地の見回りや外出の際の農地の確認、農業者からの相談など、活動記録簿への記載をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第13号につ

いて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員でございますので、日程 7 議案第 13 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等については、審議のとおり決定することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。